

要保存 院内での資料としてご活用下さい

保険診療『なんでも情報』

長崎県保険医協会：電話095-825-3829/FAX095-825-3893

外来データ提出加算

福岡の九州厚生局医療課にて開始届受付中

10月算定開始分は5/19（金）までに提出を

2022年の診療報酬改定で新設された入院外の患者を対象としたデータ提出加算の届出受付が3月より開始されています。今年10月から加算を算定するためには、5月19日までに「データ提出開始届出書」を厚生局に提出する必要があります。

【今回届出の受付が開始された点数】

- ◎ 生活習慣病管理料の「外来データ提出加算」（50点・月1回）
- ◎ 在宅時医学総合管理料、施設入居時等 医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料の「在宅データ提出加算」（50点・月1回）
- ◎ 疾患別リハビリテーション料（心大血管疾患、脳血管疾患等、廃用症候群、運動器呼吸器）の「リハビリテーションデータ提出加算」（50点・月1回）

上記の加算を算定するには、診療報酬の請求状況や診療の内容に関するデータを継続して厚労省に提出している必要があります。入院点数であるA245「データ提出加算」を届け出ている医療機関は外来データ提出加算等を届け出することはできません。届出から算定開始までのスケジュールのイメージについては図を参照ください。

最短の今年10月1日より加算を算定するためには、5月19日までに「データ提出開始届出書」を厚生局に提出し、試行データの作成・提出、データが確認された後に届出を行う必要があります。

（送付先）〒812-0011福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4階

九州厚生局医療課（電話092-707-1123）表に「データ提出加算開始書」在中と表記

2023年度は、5月のほか8月21日、11月20日、来年の2月20日の届出書提出期限が設定されています。届出に当たっては、診療録（過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていることや、保管・管理の規定が明文化されているなどの施設基準が設けられています。

算定を検討する医療機関は、保団連『保険診療の手引』2022年4月版等の参考資料にもとづいて、電子カルテ・レセプトコンピュータの担当者等と対応をご検討ください。

【外来データ提出加算Q&A】

（保団連発行2022年『新点数運用Q&A－レセプトの記載』より抜粋）

Q どのような場合に加算できますか。

- A**
- ① 厚生労働省が毎年実施する調査に準拠したデータを作成し、継続して提出している場合に、月1回、所定点数に50点を加算できます。
 - ② 厚生労働省保険局医療課でデータ提出が確認され、その旨が通知された医療機関において、当

該管理料を算定している患者のデータを提出する外来診療に限り算定できます。

Q どのような施設基準を満たす必要がありますか。

- A**
- ① 厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省が外来医療等調査の一部事務を委託する外来医療等調査事務局と電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず1名指名する必要があります。
 - ② 診療記録（過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てを保管・管理する。なお、診療記録の保管・管理体制は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していることが望ましいです。
 - ③ 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されています。
 - ④ 患者については、疾病統計には、ICD大分類程度以上の疾病分類がされています。
 - ⑤ 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できる。

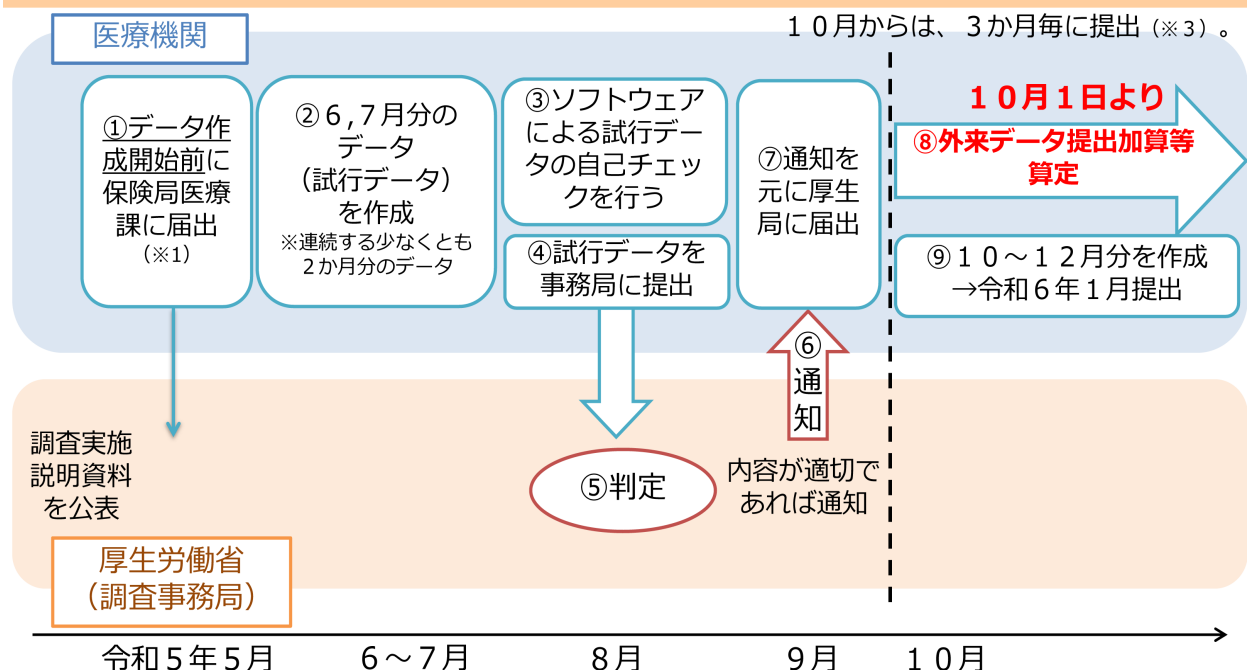
Q 外来データ提出加算はいつから算定できますか

- A** 2023年10月1日以降、算定できます。

Q 外来データ提出加算の算定に先立ち、医療機関はどのような対応を求められますか。

- A**
- ① 2023年5月19日、8月22日、11月21日又は2024年2月20日までに地方厚生（支）局を経由して、厚生労働省保険局医療課へ届出を行う必要があります。
 - ② ①の届出医療機関は当該届出の期限月の翌月から起算して2ヶ月分のデータを試行データとして作成する必要があります。
 - ③ ②で作成した試行データを調査実施説明資料に規定の方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までに外来医療等調査事務局へ提出する必要があります。
 - ④ 試行データが適切に提出された場合は、厚生労働省保険局医療課より外来医療等調査事務局と医療機関の担当者宛てに、電子メールにて案内が送付され、当該連絡以後、医療機関は、外来データ提出加算の届出が可能となります。

外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状況により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。

（厚労省資料）